

# フロン 排出抑制法 管理者向けマニュアル

明日の地球のため

次の世代のために

今できること



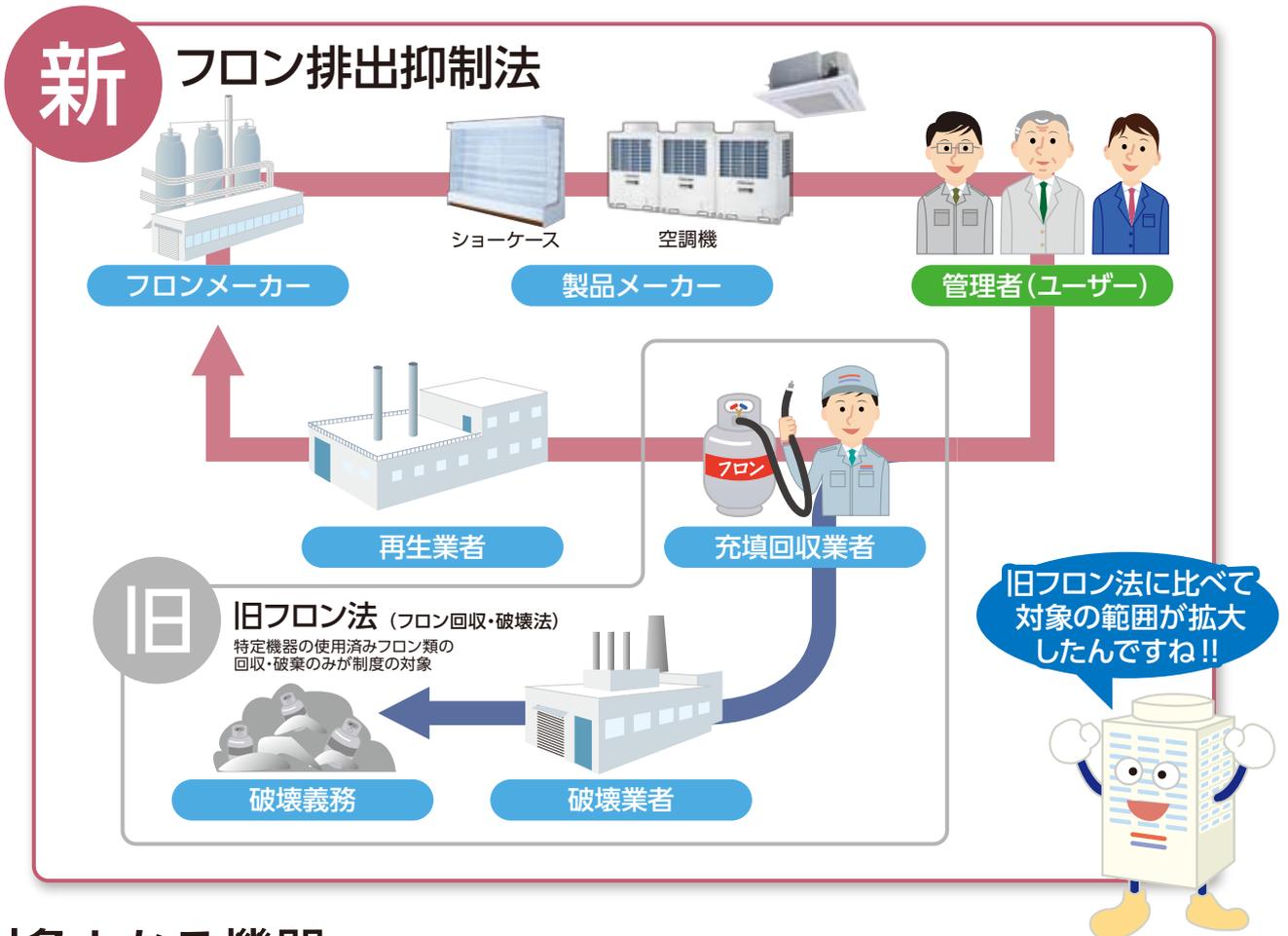
# 「フロン排出抑制法」の概要

## フロン排出抑制法とは

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策

各段階の当事者に「判断の基準」等の遵守を求める



## 対象となる機器

### 第一種特定製品

(業務用エアコンディショナー及び業務用の冷蔵機器及び冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの)

#### 業務用空調機器



#### 業務用冷凍冷蔵機器・給湯機器



同じフロンガスを使用した機器でも、用途の違いで、適用となる法律が異なります。



### 対象外

#### 自動車リサイクル法



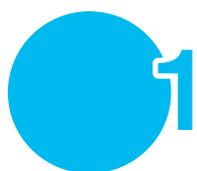
#### 家電リサイクル法



# フロン排出抑制法により管理者に求められる義務

フロン類の排出抑制のため、  
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者(所有者など)には  
機器及びフロン類の適切な管理が義務づけられました。

## 機器の設置に関する義務



1 確認!

### 機器の設置に関する義務

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置。設置する環境の維持・保全。  
※振動源を周囲に設置しない、点検・修理のために必要な作業空間を確保する、機器周辺の清掃を行う。

## 機器の使用に関する義務



2 点検!

### 機器の点検の実施

全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、  
専門的な定期点検を実施。  
※義務の履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を検討ください。



3 修理!

### 漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填\*の禁止

フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施。修理しないでフロン類を充填  
することは原則禁止。  
\*フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。



4 記録!

### 点検等の履歴の保存

機器の点検履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存。



5 算定!  
報告!

### フロン類算定漏えい量の報告

第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定。  
一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告。  
※報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。  
※義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。

## 機器の廃棄に関する義務



回収!

### 機器廃棄時などのフロン類回収\*の徹底

不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、  
フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担。  
\*フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

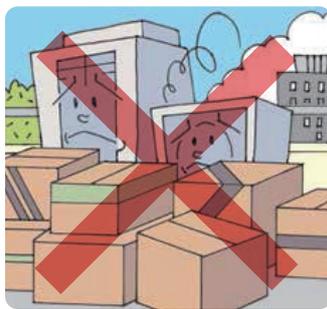
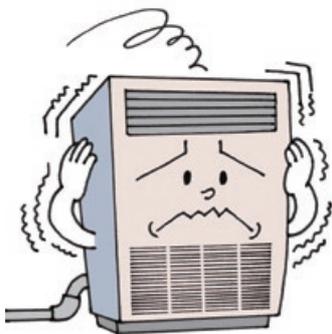
本ガイドブックでは、管理者であるユーザーの皆様がご自身で実施しなければ  
ならない、特に注意が必要な「点検」「修理」「記録」「算定漏えい量報告」について、  
わかり易く次ページ以降にご説明いたします。



# 適切な設置と設置する環境の維持保全

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持保全を図る必要があります。

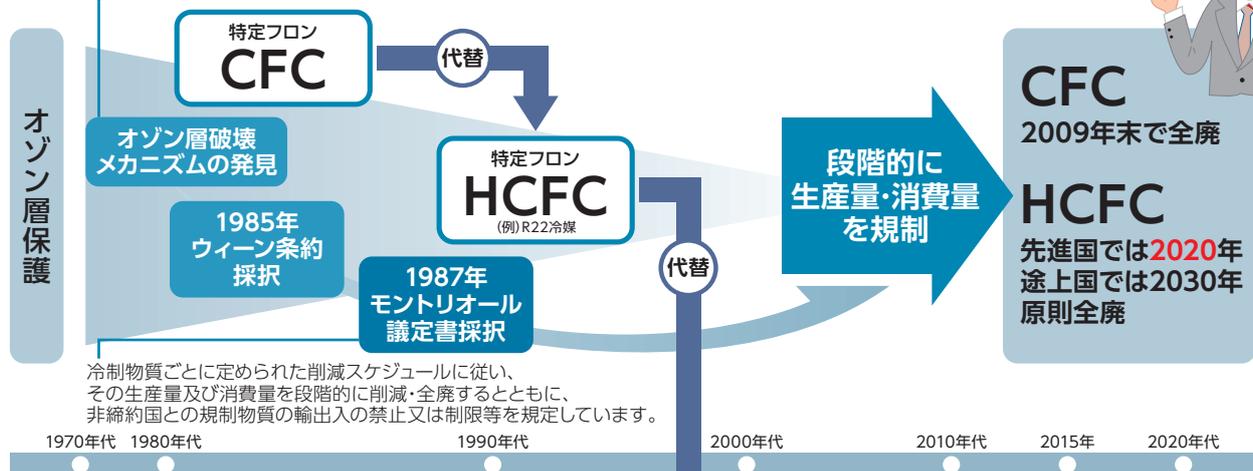
- 機器に損傷をもたらすような**振動源を周囲に設置しないこと。**
- 機器の周囲に**点検・修理のために必要な作業空間を確保すること。**
- 機器の**周辺の清掃**を行うこと。



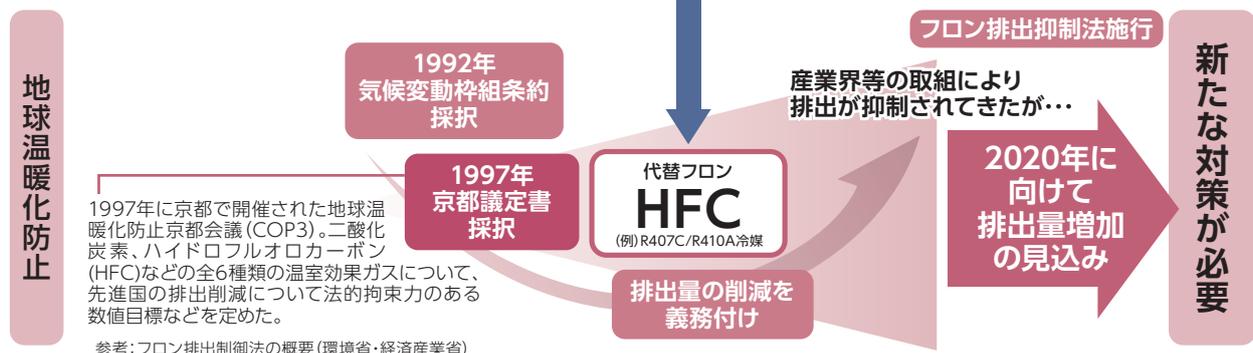
ちょっと一休み

## これまでのフロン対策の経緯

冷蔵庫・空調機器の冷媒として使用されていたCFC（クロロフルオロカーボン）等が  
大気中に放出され成層圏に達するとオゾン層を破壊することが、1970年代から指摘されるようになりました。



今回のフロン排出抑制法が施行された背景と経緯を簡単にまとめたので見てみましょう！



特定フロン(CFC、HCFC) → 代替 → 代替フロン(HFC) → 代替 → 冷媒転換(低GWP化)



# 2 機器の点検

- 第一種特定製品の管理者は『簡易点検』を実施する必要があります。
- 「一定規模以上の機器」については有資格者<sup>\*</sup>による『定期点検』を実施する必要があります。

	対象機器	圧縮機の電動機定格出力	点検頻度	点検内容
管理者 (ユーザー様) による <b>簡易点検</b>	全ての 第一種特定製品	全ての 第一種特定製品	<b>3カ月に 1回以上</b>	<管理者による点検> 【目視による外観点検】 ●管理者ご自身にて実施していただくため、安全で容易に目視点検できる場合に限定しております
有資格者 <sup>*</sup> による <b>定期点検</b>	空調機器	50kW以上	<b>1年に1回以上</b>	<有資格者による点検> 【直接法】 ●発泡液法 ●電子式漏えいガス検知法 ●蛍光剤法(機器メーカー承認が必要) 【間接法】 蒸発器の圧力、圧縮器を駆動する電動機の電圧又は電流その他第一種特定製品の状態を把握するために必要な事項を計測し、計測の結果が定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認する
		7.5kW～ 50kW未満	<b>3年に1回以上</b>	
	冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	<b>1年に1回以上</b>	

<sup>\*</sup>十分な知見を有するもの(7ページご参照ください)

## 点検の事前準備

### 機器リストの作成

目的

使用している機器がどの条件に該当するかを把握するための管理対象機器の機器リストを作成。

◆簡易点検対象機種を選定→すべての第一種特定製品(業務用空調冷凍機器)

◆定期点検対象機種を選定→圧縮機電動機定格出力7.5kW以上の機種



### 点検スケジュールの作成

目的

機器毎に、簡易点検を実施する担当者を決め、簡易点検スケジュールを立てて実施し、点検・修理記録簿に記録・保存する必要があります。また7.5kW以上の機器は、簡易点検に加え、専門業者による定期点検を実施する必要もあります。

<機器リスト・点検スケジュールの作成(参考)>

【設置機器一覧】  
 管理者名: ○○○○  
 施設名: △△△ビル  
 住所: ○○県△△市□□区

点検日と点検担当者を決定する  
作成日: 2015年○月○日

系統名	種別	メーカー	型名	製造番号	設置年月	圧縮機出力(kW)	使用冷媒	簡易点検		定期点検	
								点検日	点検者	点検日	点検者
	ビル用 マルチエアコン	東芝キャリア	MMY- MAP335SH	123A000	2015/4	8.4	R410A	2015.8.1	東芝太郎	2016.8.1	東芝太郎
	設備用 パッケージエアコン	東芝キャリア	RUA- SP333HI	456B000	2015/4	21.6	R410A	2015.8.1	東芝太郎	2016.8.1	東芝太郎
	チラー	東芝キャリア	ROP- MAP4504H×2	789C000	2015/4	15.0	R410A	2015.8.1	東芝太郎	2016.8.1	東芝太郎

定期点検対象機器を特定する

点検日と点検担当者を決定する

ここが圧縮機の出力表示になります



# 2 機器の点検

## 簡易点検

だれが点検するのか？



管理者ご自身です

※点検実施者の制限は有りません。

対象機種は？



所有している第一種特定製品全てが対象

点検の頻度は？



簡易点検は3カ月に1回以上

点検方法は？



原則「目視」による点検

※「安全で容易に目視ができる場合」に限定しております。

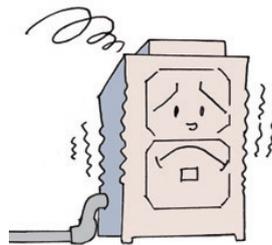
## 簡易点検の実務

### ■ 室外機の異常振動・異常運転音 (安全で容易に目視点検できる場合)

室外機の振動や運転音がいつもと違うかどうか確認してください。  
いつもと違う場合は専門業者に連絡してください。



室外機



室外機が異常に振動している



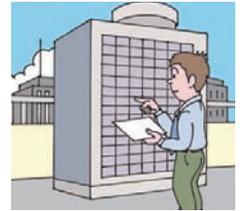
室外機から異常音がしている

注意

- 室外機が容易に見られる場合は点検してください。
- 防護さくの内屋上などにある場合は、危険ですので、点検はしないでください。
- 室外機の外板を外さないでください。

ポイント

- 異常な振動や音を早期に発見するには、日常の正常な振動や音を把握する必要があります。そのため、日頃から点検することをおすすめします。



### ■ 室外機及び周辺の油のにじみ (安全で容易に目視点検できる場合)

室外機の外観や熱交換器に油のにじみがないかどうか点検してください。  
また、室外機の下など周辺にも油のにじみがないかどうか確認してください。  
油のにじみを発見した場合は、専門業者に連絡してください。



室外機



油のにじみ



注意

- 室外機が容易に見られる場合は点検してください。
- 防護さくの内屋上などにある場合は、危険ですので、点検はしないでください。
- 室外機の外板を外さないでください。

ポイント

- 常に、室外機周辺の掃除を心がけることで、油のにじみなどを早期に発見できます。



## ■ 室外機のキズの有無、熱交換器の腐食、錆など (安全で容易に目視点検できる場合)

室外機の外観や熱交換器にキズや錆がないか確認してください。室外機の熱交換器に腐食や錆などがないか確認してください。キズや腐食などを発見した時は、専門業者に連絡してください。



熱交換器下部の腐食



室外機の熱交換器表面の飛散水による腐食



熱交換器表面の損傷



ゴミの付着

### 注意

- 室外機が容易に見られる場合は点検してください。
- 室外機のカバー（外板）のネジをはずさないと、熱交換器が見られない場合は、専門業者に点検を依頼してください。

### ポイント

- 室外機だけでなく、配管が容易に見られるような場合は、配管の腐食などの劣化状況を確認してください。
- 室外機にゴミが付着したり、草がからまったりしていたら、取り除いてください。日頃の清掃を心がけることで、キズや腐食などを早期に発見できます。
- 室外機周辺に物を置くと通風が悪くなり、異常停止してしまう場合がありますので、物を置かないでください。



## ■ 室内機の熱交換器の霜付きなどの有無 (安全で容易に目視点検できる場合)

室内機の熱交換器は、通常外からは見えないが、グリルを外すと見える場合があります。その場合は、内部に白く、霜付きや油のにじみなどがないか確認してください。また、異常運転音がしないか確認してください。これらの異常を発見した場合は、専門業者に連絡してください。また、高い脚立などを使わないとグリルを外せない場合は、危険ですので専門業者による点検を依頼してください。



### 注意

- グリルを外すために、高い脚立などを利用しなければならない場合は、危険ですので、専門業者に依頼してください。

### ポイント

- グリル内部周辺に油のにじみが見られた場合は、専門業者に連絡してください。
- 室内機の熱交換器に霜が付いている場合は、専門業者に連絡してください。（フィルターが汚れている場合は、清掃して様子を見てください）



点検内容の詳細については、環境省ホームページに掲載されている環境省・経済産業省が作成した「簡易点検の手引き」をご確認ください。

[http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\\_h27/index.html](http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html)



東芝キャリア  
におまかせ!

弊社ではフロン排出抑制法に対応した点検メニューをご用意しております。

- 1年パックプラン…機能点検1回と簡易点検3回をセットにしたプラン
- 機能点検…フロン排出抑制法における「定期点検」の内容を満たすメニュー  
お客様の手間を省きます!! 詳しくは、13ページをご覧ください。



# 定期点検の実務

- 異常音の有無の検査
- 目視による検査

・外観の損傷、摩耗、腐食及びさびその他の劣化、油漏れ並びに熱交換器への霜の付着の有無

直接法

漏えい個所が概ね特定できる場合

間接法

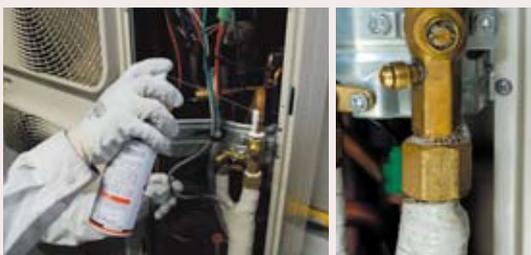
その他の場合

## 直接法

発泡液の塗布、冷媒漏えい検知器を用いた測定又は蛍光剤もしくは、窒素ガス等の第一種特定製品への充填により直接第一種特定製品からの漏えいを検知する方法。

### 発泡液法

ピンポイントの漏えい検知に適している。漏えいの可能性のある箇所に発泡液を塗布し、吹き出すフロンを検知。



### 電子式漏えいガス検知装置法

電子式の検知機を用いて、配管等から漏れるフロンを検知する方法。検知機の精度によるが、微量の漏えいでも検知が可能。



## 間接法

蒸発器の圧力、圧縮器を駆動する電動機の電圧又は電流その他第一種特定製品の状態を把握するために必要な事項を計測し、当該計測の結果が定期的に計測して得られた値に照らして、異常がないことを確認する方法。

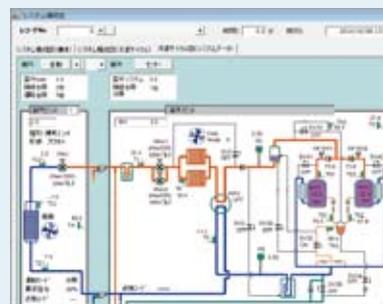
### 間接法チェック項目例

- 高圧圧力
- 低圧圧力
- 吐出ガス温度
- 吸入ガス温度
- 液温度
- コイル温度
- オイルレベル
- 圧縮機運転電圧
- 圧縮機運転電流
- 運転周波数 (容量段数) 他

### 作業報告書

作業報告書	
項目	測定値
高圧圧力	
低圧圧力	
吐出ガス温度	
吸入ガス温度	
液温度	
コイル温度	
オイルレベル	
圧縮機運転電圧	
圧縮機運転電流	
運転周波数 (容量段数) 他	

### 冷凍サイクルデータ



運転状態を弊社独自のサービスツールで確認。



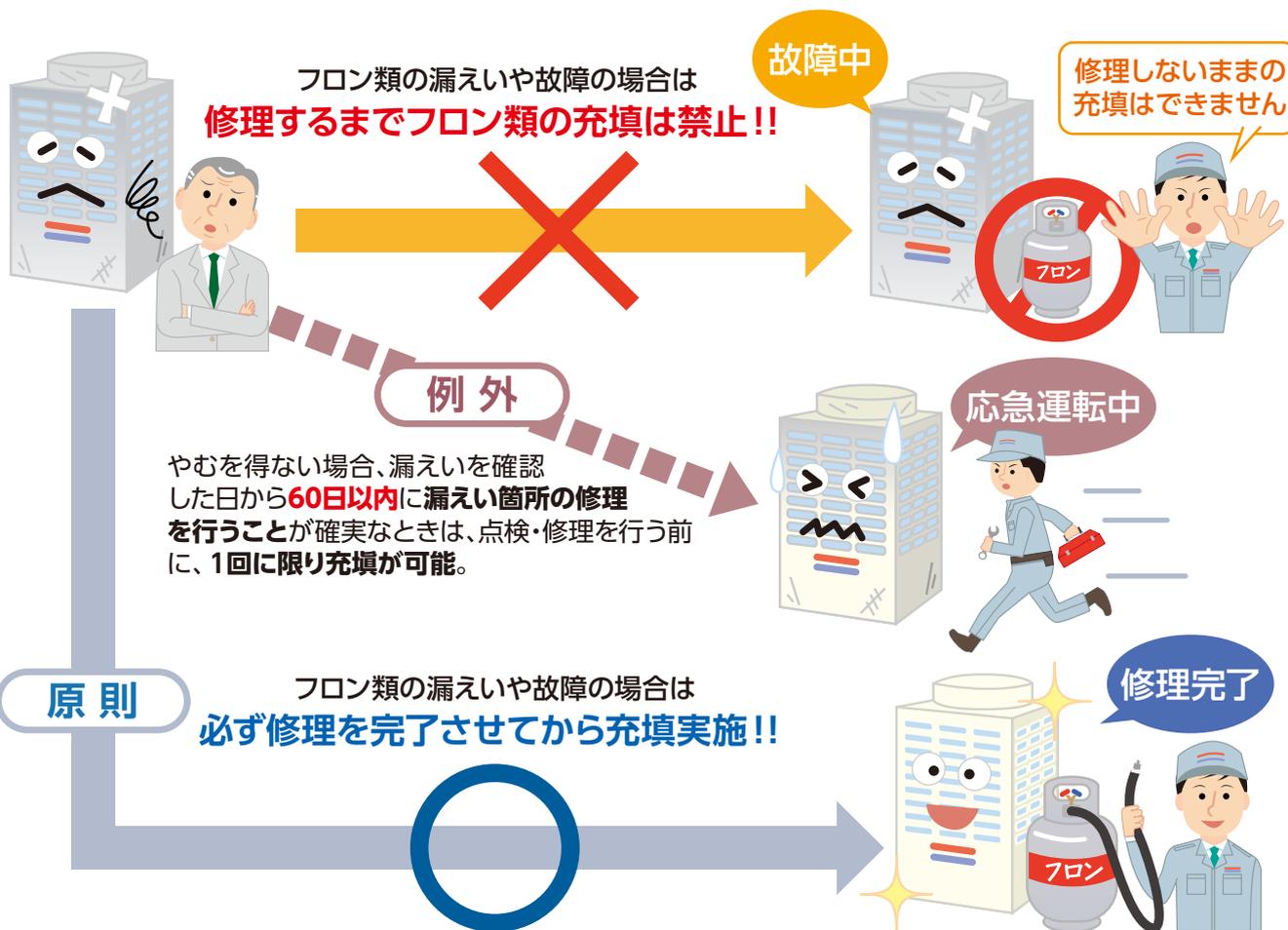
東芝キャリア  
におまかせ!

弊社ではフロン排出抑制法に対応した点検メニューをご用意しております。

- 1年パックプラン…機能点検1回と簡易点検3回をセットにしたプラン
- 機能点検…フロン排出抑制法における「定期点検」の内容を満たすメニュー  
お客様の手間を省きます!! 詳しくは、13ページをご覧ください。

# 3 修理しないままの充填の原則禁止

管理者は点検を行い機器の異常が確認され、その原因がフロン類の漏えいにあることを整備者・充填回収業者から通知された場合、速やかに漏えい箇所を特定し、修理する必要があります。やむを得ない場合を除き、**修理をしないまま充填を繰り返すこと（繰り返し充填）は禁止**されました。



## 罰則

みだりにフロン類を放出すると、**1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**が科されます。

### 例外的に修理をしないまま充填が可能な場合

修理を実施するまでは、原則として、フロン類の充填はしてはいけませんが、以下の場合は例外的に修理しないままの充填が認められています。

#### 1) 漏えい箇所の特定または修理の実施が著しく困難な場所にある場合

漏えい箇所の特定または修理の実施が著しく困難な場所で漏えいが生じている場合においては、例外的に認められています。

(漏えい箇所の特定がまたは修理の著しく困難な場所とは、建物解体を伴うような工事が必要な場所)

ただし、そのような場合であっても、専門的な見地から確認すれば、解体を伴わずに特定・修理が可能な場合があるため、特定・修理の著しく困難な場所の判断は設備業者に判断を仰いで下さい。また、判断を仰ぐ設備業者は、点検に関する「十分な知見を有する者」である必要があります。

#### 2) 応急的に充填が必要な場合

人の健康を損なう事態または事業への著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理または事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、点検・修理を行う前に、1回に限り充填を委託することができます。







# 東芝キャリアの保守・メンテナンスサービス

## フロン排出抑制法対応メニューを ご用意しております

- フロン排出抑制法によりすべての「業務用冷凍空調機器」は3カ月に1回以上の簡易点検と記録の保管を義務付けられました。
- 一定規模以上の機器については「十分な知見を有する者」による定期点検が必要になります。



### 特長1 有資格者による点検

冷媒フロン類取扱技術者（十分な知見を有する者）が点検いたします。

### 特長2 点検・修理履歴の管理

契約期間中の点検履歴および修理履歴は弊社が保存・管理いたします。

## フロン排出抑制法に対応した選べる4つのメニュー

メニュー		スタンダードプラン (簡易点検あり)	スタンダードプラン (簡易点検なし)	1年パックプラン	機能点検 (スポット点検)
保守メニュー内容		●機能点検+フロン漏えい定期点検 ●フロン漏えい簡易点検 ●保守管理	●機能点検+フロン漏えい定期点検 ●保守管理	●機能点検+フロン漏えい定期点検 ●フロン漏えい簡易点検	●機能点検+フロン漏えい定期点検
機器点検	機能点検	●	●	●	●
	フロン排出抑制法対応	●	●	●	●
修理相談	保守管理	●	●		
	技術相談	●	●	●	
	故障判定	●	●		

### スタンダードプラン

保守管理 + 機能点検+フロン漏えい定期点検 + フロン漏えい簡易点検

通常の保守管理メニューにフロン排出抑制法で義務付けられた点検をセットにした、スタンダードなメニューです。

※点検実施は定期点検2回+簡易点検2回ですが、定期点検は簡易点検同等以上の内容であるため、簡易点検1回分と認められます。  
※フロン漏えい簡易点検を含まないプランもご用意しています。

### 1年パックプラン

機能点検+フロン漏えい定期点検 + フロン漏えい簡易点検

フロン排出抑制法で義務付けられた3カ月毎の簡易点検と年1回の機能点検をセットにしました。従来の保守契約に比べリーズナブルな価格で提供する、フロン排出抑制法に対応したメニューです。

※点検実施は定期点検1回+簡易点検3回ですが、定期点検は簡易点検同等以上の内容であるため、簡易点検1回分と認められます。

### 機能点検(スポット点検)

機能点検+フロン漏えい定期点検

フロン排出抑制法で義務付けられた有資格者による定期点検を提供するメニューです。

# フロン類取扱管理システム「REMAC」のご紹介

## Webを活用した電子カルテサービスで 管理業務をサポートします



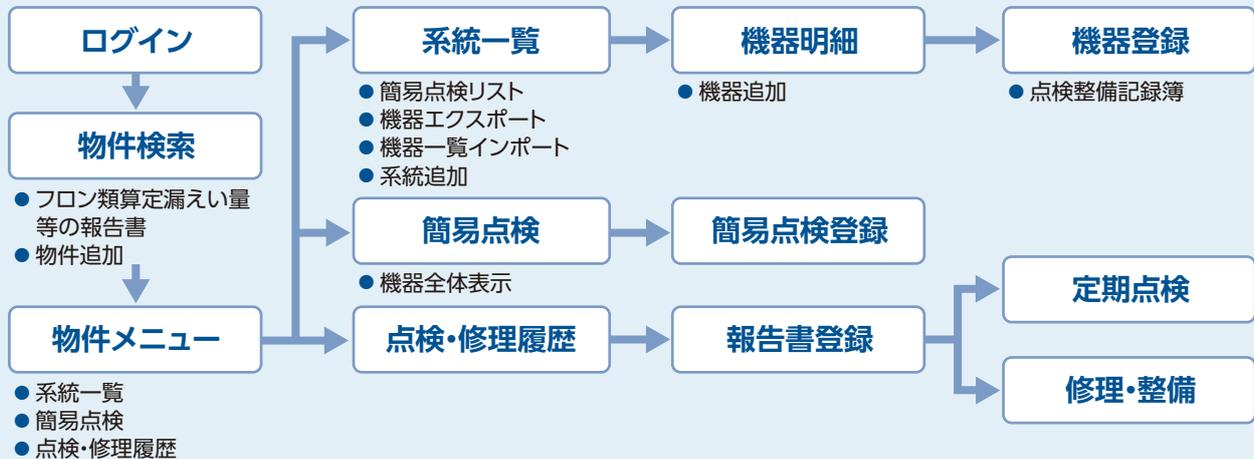
① パソコン・スマートフォンで機器の管理・記録が可能

② フロン類算定漏えい量などの管理・報告の負担を軽減

③ 導入コスト及び使用料ゼロで標準機能の利用が可能



### 利用の流れ



## 「REMAC」主な機能一覧

### 簡易点検の実施記録・保存

点検する機器を選択し、簡易点検記録の登録・保存することができます。

### 定期点検の実施記録・保存

点検する機器を選択し、定期点検記録の登録・保存することができます。

### 修理・整備の記録・保存

機器の修理及びフロン類の充填・回収の履歴を保存することができます。

### フロン類算定漏えい量等の報告書の作成・出力

フロン類回収・充填証明書の貼付け及び冷媒量の登録ができます。「冷媒フロン類算定漏えい量等の報告書」が出力されます。

### 点検整備記録簿の作成

REMACに登録された点検、修理・整備記録や機器情報を一覧で出力できます。

QRコードを読み込むと「REMAC」にアクセスできます。  
URL <https://frn.toshiba-carrier.co.jp>



# 「REMAC」のご利用にあたって



## 点検する前に

フロン類取扱管理システム (URL: <https://frn.toshiba-carrier.co.jp>)

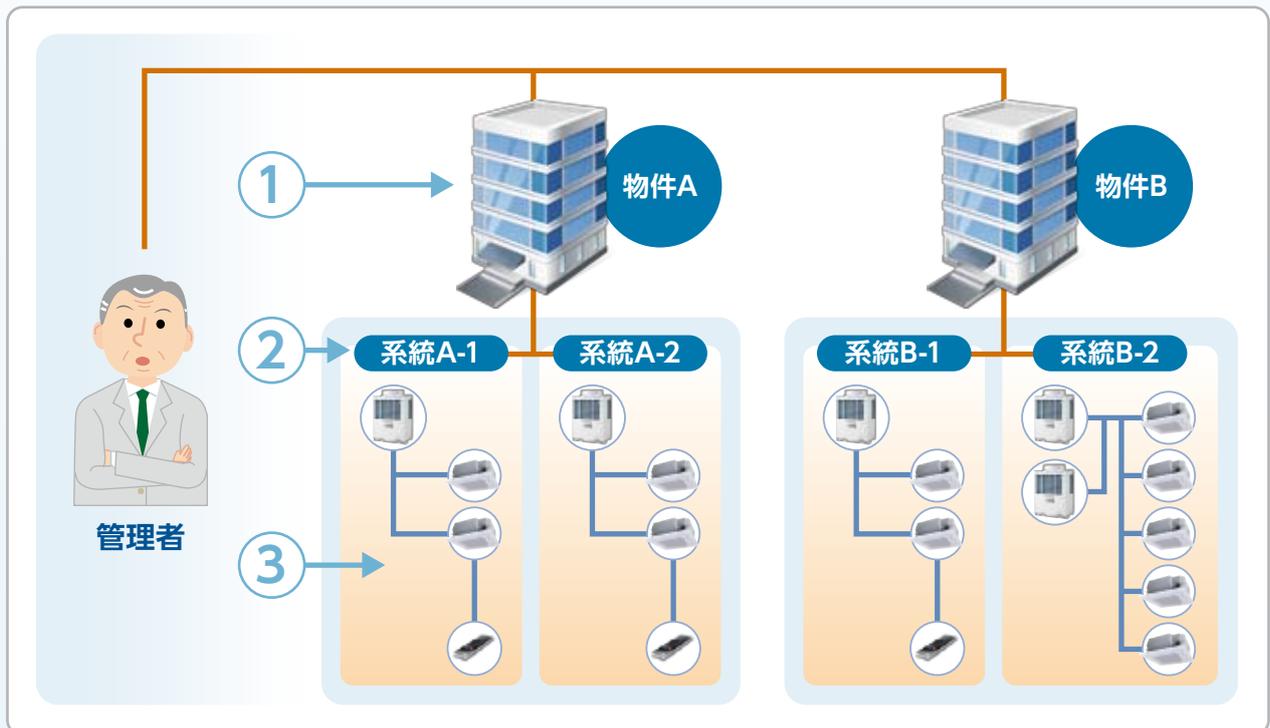
### ■ユーザー登録

本システムをご利用いただくにあたり、ユーザー登録をしていただく必要があります。

ユーザー登録することで、パソコン・スマートフォンのどちらでもWebサイト上で機器の登録、点検の記録等を残すことができ、登録した機器情報をいつでも閲覧できます。



### ■機器情報登録



#### 1 物件登録

ユーザー登録頂いたユーザー（管理者）様が管理される建物物件情報を登録します。1ユーザー（管理者）で最大50,000物件まで登録することが可能です。

#### 2 系統登録

登録した物件内に設置された空調機の冷媒系統を登録します。1物件につき9,999系統まで登録することが可能です。

#### 3 機器登録

登録された冷媒系統の空調機器情報を登録します。（他社の機器も登録することができます）1物件につき9,999台まで登録することが可能です。（所定のエクセルファイルから機器リストを一括でインポートすることもできます。）

# 「REMAC」でできること

## 簡易点検の記録・保存

3か月に1回の簡易点検履歴は「REMAC」を活用することで、記録・保存できます。

前回簡易点検から3か月以上経過しているシステムは日付が赤くなります。



点検していない機器がある場合「未点検」として表示されます。



簡易点検の実施記録を簡単に登録することができます。



保存 簡易点検の記録管理が容易 (ボタン1つで簡易点検)

3か月に1回以上の簡易点検をスマートフォン・タブレットを用いて、簡単に点検記録を残す事が可能です。



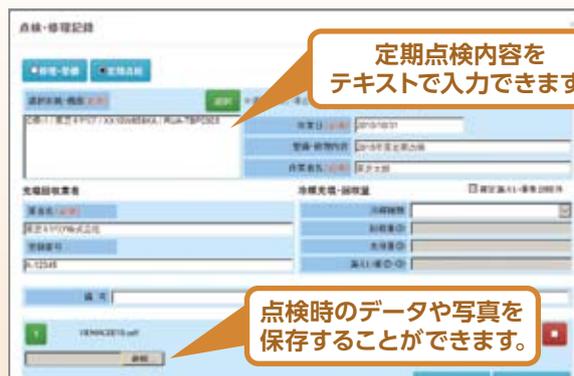
## 定期点検の記録・保存

機器の定期点検の履歴は「REMAC」に、記録・保存できます。

前回の定期点検から1年・3年以上経過しているシステムは日付が赤くなります。



必要事項を記入することで定期点検の記録・保存ができます。



# 「REMAC」でできること

## 修理・整備の記録・保存

機器を廃棄するまで記録・保存することが義務づけられている機器の修理及びフロン類の充填・回収の履歴を「REMAC」に保存することができます。

管理者様の管理物件全体と物件ごとの算定漏えい量が表示されます。



閲覧

算定漏えい量管理  
(算定漏えい量の見える化)

管理している複数物件の算定漏えい量の合算値、および物件毎の算定漏えい量の把握が可能。

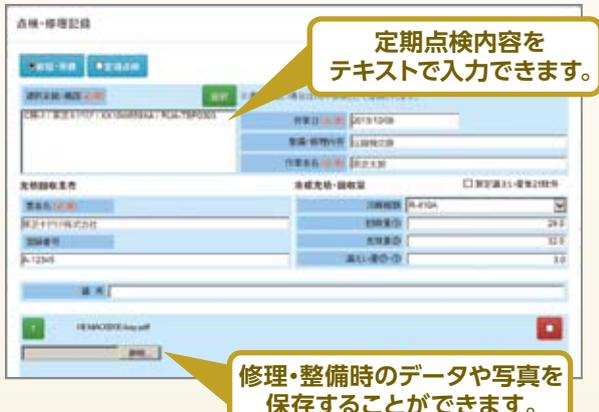


一目で算定漏えい量が把握できるため、算定漏えい量報告が簡単



※PCでも同じ事が出来ます

修理・整備時の記録を登録することができます。



定期点検内容をテキストで入力できます。

修理・整備時のデータや写真を保存することができます。

登録した報告書は検索条件を入力することで一覧表示が可能です。



保存

記録簿の保存が簡単  
(スマホで記録を簡単保存)

紙による記録の管理は「膨大な保管場所」が必要です。データによる記録保存で解決します。



データ保存だから「保管場所」を準備する必要もありません



膨大な書類

報告書を写真で添付することが可能です。

※PCでも同じ事が出来ます

閲覧

記録簿の閲覧が簡単  
(スマホで記録を容易に閲覧)

管理している複数物件の算定漏えい量の合算値、および物件毎の算定漏えい量の把握が可能。



フロン充填証明書  
フロン回収証明書

どこにいても必要な情報が簡単に閲覧できます！

点検記録  
整備記録

※PCでも同じ事が出来ます

# フロン類算定漏えい量等の報告書の作成・出力

「REMAC」を活用することで、一定量以上漏えいした場合に毎年度、国への報告が必要なフロン類算定漏えい量等の報告書が簡単に作成・出力できます。

「フロン類算定漏えい量等の報告書」を選択すると  
 法廷書式をExcelファイルとして出力することができます。



年間の算定漏えい量が 1,000t-CO<sub>2</sub> を超えた場合は事業所管大臣への報告が必要です。

※特定漏えい者コード、事業コード等は直接入力する必要があります。



# 点検整備記録簿の作成

「REMAC」に登録された定期点検、修理・整備記録や機器情報を一覧で出力できます。

定期点検、修理・整備履歴の一覧がエクセルファイルで出力できます。

第一種特定機器 点検整備記録簿											
管理者名	東芝キヤリア株式会社			種別	ビル用マルチエアコン						
物件名	東芝キヤリア株式会社 富士工場			メーカー	東芝キヤリア						
住所	静岡県富士市藤原336			形名	MMY-MAP2803H						
系統名	#102-(104)			製造番号	71270XXX						
GWP/1000											
年月日	点検・修理	整備・修理内容	使用冷媒	冷媒回収量 kg	冷媒充填量 kg	漏えい量 kg	算定漏えい量	充填回収業者	登録番号	作業者名	備考
2012/7/30	点検	試運転	R410A		(10.0)			東芝キヤリア	○○○○○○	キヤリア次郎	出荷時初期充填量11.5kg、設置時追加量10.0kg
2013/5/1	修理	熱交換器ガス洩れ修理	R410A		21.5	21.5	44.9	東芝キヤリア	○○○○○○	東芝 太郎	
2014/6/1	修理	圧縮機交換	R410A	19.0	21.5	2.5	5.2	東芝キヤリア	○○○○○○	東芝 太郎	
2015/6/15	定期点検	定期点検						東芝キヤリア	○○○○○○	東芝太郎	
2022/8/31		機器撤去	R410A	19.5				東芝キヤリア	○○○○○○	東芝 太郎	機器更新に伴う撤去





お客様の満足をお約束する東芝キャリアの保守 サービス。  
全国対応でお客様の要望にお応えします。



保守、修理に関するご用命・ご相談はこちらまでご連絡ください。

東芝キャリア株式会社 サービス営業部 サービスセンター  
TEL.03-5923-1022

- 北海道エリア(011)624-1141 ●東北エリア(022)237-4081 ●首都圏エリア(044)331-7438
- 関信越エリア(048)658-1052 ●中部エリア(052)217-8908 ●北陸エリア(076)231-7100 ●関西エリア(06)7175-9514
- 中国エリア(082)577-1066 ●四国エリア(087)821-0141 ●九州エリア(092)715-0772

弊社空調機・冷媒種類・圧縮機等の仕様は、下記ホームページ(仕様書ダウンロードサイト)からもご確認いただけます。

<http://www.toshiba-carrier.co.jp/support/spec>

**TOSHIBA**  
*Carrier*

東芝キャリア株式会社

〒212-8585 神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34

ホームページが見やすくなりました。

<http://www.toshiba-carrier.co.jp>

(参考・出典)

- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)
- ユーザーによる冷凍空調設備機器の維持管理について/一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会
- 第一種特定製品の管理者等に関する運用の手引き/環境省 経済産業省
- 第一種特定製品管理者の役割と責務/一般社団法人 日本冷凍空調設備工業連合会
- フロン排出抑制法の概要~改正法に基づき必要な取組~/環境省 経済産業省

●このカタログは2016年2月現在のものです。 ●このカタログに掲載の仕様は改良のため予告なしに変更することがあります。 ●商品の色は印刷の具合で実物とは若干異なる場合があります。